

< 目 次 >

I. はじめに.....	1
1. 目的.....	1
2. 対象施設.....	2
3. 計画の位置づけ.....	3
II. 郡上市の概要整理.....	4
1. 位置・規模.....	4
2. 交通状況.....	5
3. 沿革.....	6
4. 人口動態.....	7
III. 公共施設等の現状及び将来の見通し.....	10
1. 公共施設等の現状.....	10
2. 将来人口についての今後の見通し.....	20
3. 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る経費見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み.....	22
4. 公共施設に関する市民アンケートの結果.....	33
IV. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針.....	42
1. 計画期間.....	42
2. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策.....	42
3. 現状や課題に関する基本認識.....	43
4. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方.....	44
V. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針.....	54
1. 建築物系施設.....	54
2. インフラ系施設.....	78

資 料

資料1 策定の経過

資料2 用語解説

(注：本編中「*」の付いた用語について解説しています。)

I. はじめに

1. 目的

郡上市（以下「本市」という。）は、平成 16 年 3 月 1 日に旧郡上郡 7 町村が合併して誕生しました。これに伴い、庁舎をはじめ合併前の旧町村で時代の要請により整備された、同種あるいは機能の類似する公共施設が複数存在するに至り、その多くは合併から 10 年以上が経過した今日においても依然として整理されていない状況です。今後、これらすべての公共施設を維持管理していくためには莫大なコストがかかることが予想されますが、一方で、少子高齢化、人口減少社会を迎え、財源の減少と福祉政策への予算の拡大が見込まれる中で、施設等の整備や改修に振り向けられる予算はさらに厳しくなると考えられます。また、公共施設の中には年数の経過とともに老朽化が進んでいるものも多く存在し、市の責務である安心・安全なサービスを今後も市民に対して継続的に提供していくためには、公共施設をハードとソフトの両面において最適化していく必要があります。

公共施設等に関しては、全国の多くの地方公共団体でも同様の課題を抱えており、そのような状況を踏まえ、総務省では平成 26 年 4 月に公共施設等を総合的かつ計画的に管理するための「公共施設等総合管理計画」の策定を全国の地方公共団体に対して要請しました。

本市においても総務省が示す「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に従い、本市が保有する公共施設等（建築物及び道路、上下水道等のインフラ施設）について全体の状況を把握し、公共施設等を取り巻く現状や将来にわたる課題等を客観的に把握・整理する中で、長期的な視点をもって公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図り、公共施設等の最適な配置を実現するための計画を策定することを目的とします。

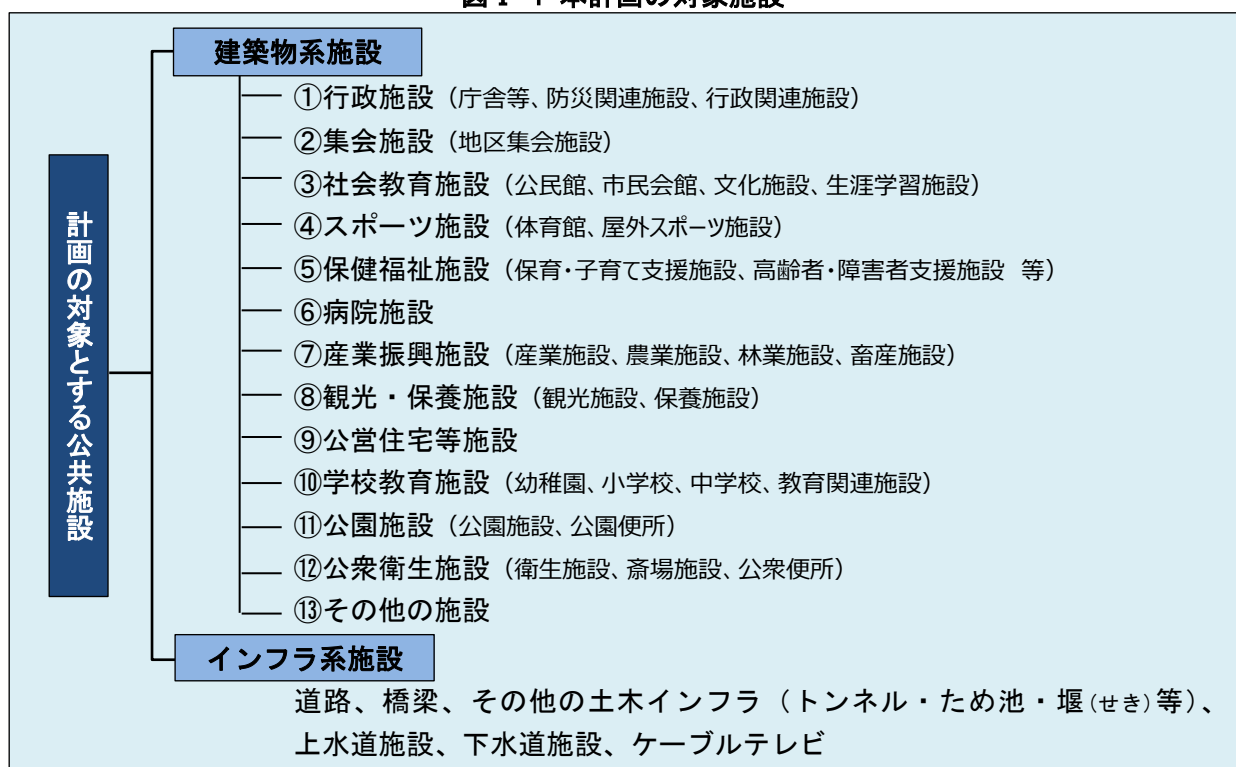
2. 対象施設

郡上市公共施設等総合管理計画（以下「本計画」という。）では、本市が保有する公共施設のうち、建築物系施設、インフラ系施設を対象とします。

建築物系施設については、行政施設、集会施設、社会教育施設、スポーツ施設、保健福祉施設、病院施設、産業振興施設、観光・保養施設、公営住宅等施設、学校教育施設、公園施設（公園内の建築物等）、公衆衛生施設、その他の13類型に区分します。

インフラ系施設については、道路、橋梁、その他の土木インフラ、上水道施設、下水道施設、ケーブルテレビを対象とします。

図 I-1 本計画の対象施設



大分類	定義
行政施設	主として行政機関の関係者（市職員等）が、その職務の実施や、市民サービスを提供するために使用する施設です。
集会施設	地域コミュニティの維持や活性化のため、自治会等の単位、あるいはもう少し広いエリアにおいて、市民の皆さんが集会等に活用する施設です。
社会教育施設	市民の皆さんに、生涯学習や社会教育、文化活動の拠点として利用していただく施設です。
スポーツ施設	市民の皆さんに、スポーツやレクリエーション、健康づくりの拠点として利用していただく施設です。
保健福祉施設	子どもから高齢者、障害を持つ方々の福祉向上のために設置されている施設です。
病院施設	市が設置し運営している病院や診療所等の施設です。
産業振興施設	農・林・畜産物の生産や加工、販売等を行いながら、地域の産業を振興していくために設置されている施設です。
観光・保養施設	市の観光振興につながるよう、情報提供や特産物の PR 等のために設置された施設、あるいは市民の皆さんや市外の方々の宿泊・保養のために設置された施設です。
公営住宅等施設	公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低額所得者の方々を対象に、生活の安定と社会福祉を増進するため市が設置する施設などです。
学校教育施設	学校教育法に基づき市が設置している学校施設及び、これらに関連する施設です。
公園施設	市が設置する公園に設置されている東屋や公衆便所等の施設です。
公衆衛生施設	市民が衛生的な生活を送るために設置された施設です。
その他施設	上記に分類されない施設、又はその他特定の用途定めがない施設（普通財産）です。

3. 計画の位置づけ

本計画は、市の上位計画である「第2次郡上市総合計画^{*}」に即し、「第二次郡上市行政改革大綱^{*}」を踏まえて策定します。

今後は、本計画に基づき建築物系施設、インフラ系施設について、個別施設計画を策定、見直しをしていくことになります。

また、八幡地域の一部に指定された都市計画区域^{*}については、「郡上市八幡都市計画マスタープラン^{*}」が策定されており、その見直しに際しては、都市機能・施設配置計画等において、本計画を踏まえた内容となります。

図 I-2 本計画の位置づけ

